

イノベーション支援人材強化事業募集要項

本要項は、イノベーション支援人材強化事業を行うにあたり、業務全般に関して最も適正な企画力、実施体制及び実績をもった業者を公募型プロポーザル方式により選定するために定める。

1 事業の背景・目的

令和8年4月に「オープンイノベーション拠点 ARKade」を開設するにあたり、市内の産業支援団体等から派遣されるイノベーション創出支援を担う人材に対して、企業支援や施設運営に必要なスキルを身に着けるためのプログラムを実施し、将来的に尼崎市のイノベーション創出を支援できる人材の育成を目的として実施する。

2 業務の概要

(1) 事業名称

イノベーション支援人材強化事業

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 提案上限額

28,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

なお、当該プロポーザルは、令和8年度予算の議決を得ることを前提に年度開始前の準備行為として行うため、議会の議決を得られない場合は契約を締結できないものとする。

3 応募資格

委託業務の実施に必要な能力を有するもので、以下の要件をすべて満たす者

(1) 次の書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者。

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。

イ 法人税、消費税及び地方消費税、尼崎市税の納税証明書（非課税の場合は、これに代わる書類）。

ウ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しないものであること。

(3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

(4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものをを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体でないこと。

(5) 法令等に違反していないこと。

(6) 尼崎市の入札参加停止の措置を受けていないこと。

(7) 会社更生法及び、民事再生法に基づき更生又は、再生手続きを行っていないこと。

(8) 代表者及び役員に、破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体ではないこと。

と。

- (9) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）ではないこと。
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- (11) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市民税等を滞納している団体ではないこと、かつ代表者がこれらの税金を滞納している団体ではないこと、個人においてもこれらの税金を滞納していないこと。

4 応募者の失格

応募者が次のいずれかに該当すると判断した場合は失格とする。

- (1) 本要項を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと判断した場合

5 スケジュール

| 項目 | 日程 |
|----------------|----------------------------|
| 募集要項の公表 | 令和 8 年 1 月 30 日（金） |
| 質問の受付期限 | 令和 8 年 2 月 6 日（金）午後 3 時まで |
| 質問の回答 | 令和 8 年 2 月 13 日（金） |
| 企画提案書等応募書類提出期限 | 令和 8 年 2 月 20 日（金）午後 3 時まで |
| パワーポイント資料の提出 | 令和 8 年 3 月 3 日（火）午後 3 時まで |
| 選定委員会 | 令和 8 年 3 月 4 日（水）午後 2 時開始 |
| 選定結果通知 | 令和 8 年 3 月 7 日（金） |

6 質問の受付及び回答

- (1) 質問方法
「質問票」（様式 2）に質問事項を記入の上、件名は「イノベーション支援人材強化事業質問 ○○○（法人名）」と入力した上で電子メールにより提出すること（来庁、電話等による質問は受け付けない）。
- (2) 質問期限
令和 8 年 2 月 6 日（金）午後 3 時まで（必着）
- (3) 質問先
公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 OIC 推進室
Eメール：oic@ama-in.or.jp
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、質問内容と合わせて公益財団法人尼崎地域産業活性化機構ホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面上）に質問者名等を伏せて公表する。

(5) 選考基準等に関することには一切回答しない。

7 応募方法

(1) 提出書類

- ア 応募申込書(様式1)
- イ 企画提案書(自由様式)
- ウ 年間スケジュール案(自由様式)
- エ 見積書及び見積内訳書(自由様式)
- オ 事業実施体制(自由様式)
- カ 会社概要(自由様式)…パンフレット等の会社概要で代用可。
- キ 誓約書(様式3)
- ク プレゼンテーション資料…ア～キと提出期限等が異なるため後段(6)に詳述。

(2) 提出期限及び提出方法

令和8年2月20日(金)午後3時まで(必着)
持参または郵送によること。なお、郵送の場合は到着確認を行うこと。

(3) 提出先

〒660-0881
兵庫県尼崎市昭和通2-6-68 中小企業センター3F
公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 OIC 推進室

(4) 提出部数

正本1部(様式1に代表者印を押したもの)と副本5部の合計6部提出すること。正本がカラー印刷の場合、副本についても同様にカラー印刷で提出すること。

(5) 応募の辞退について

応募書類を提出後に、応募者の事情により辞退する場合は、必要事項を記入の上、参加辞退届(様式4)を提出すること。

(6) プレゼンテーション資料

- ア 形式
MicrosoftPowerPoint 標準画面(4:3)で作成すること
- イ 提出方法
電子メール: oic@ama-in.or.jp 宛にデータで提出すること
- ウ 提出期限
令和8年3月3日(火)午後3時まで(必着)

8 企画提案書等の書類の取扱い等について

- (1) 提出された企画提案書等の書類は、一切返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成に要した費用については、全て事業者の負担とする。

9 選定方法及び選定基準

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(2) プレゼンテーション審査

- ア 提出書類の内容について審査する。応募者資格を満たさないと判断した場合には失格とする。

- イ 実施予定日
令和8年3月4日（水）14時開始
- ウ 結果通知
応募者全員に電子メールで通知する。なお、選定結果に関する質問は受け付けない。
- エ 説明者
原則として、本業務担当予定者が行うこと。会場への入室は2人以内とする。

(3) 選定基準

外部の有識者を交えた選定会において、下記の審査基準により採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者として選定する。

- ア 業務の理解度、実施方針について
本業務の目的理解、方針の妥当性 など
- イ 事業内容の企画力について
事業実施内容、事業計画内容、ファシリテーション手法、成果報告の手法、独自性の有無、広報手法 など
- ウ 専門性について
同規模・同種の事業実績の有無、付加価値の提示 など
- エ 実施体制について
人員体制、必要な能力・資質の有無、役割分担 など
- オ 価格について
内容に対する価格の妥当性 など

10 契約の締結

- (1) 選定後、契約候補者は業務委託契約に必要な事項を公益財団法人尼崎地域産業活性化機構と協議した後、公益財団法人尼崎地域産業活性化機構が作成した契約書によって契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。なお、業務成果の品質確保のため、基準点を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とする。
 - ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき
 - イ 契約締結時まで、本要項3の応募資格を欠いていることが判明したとき
 - ウ 契約締結時まで、本要項4の失格要件に該当していることが判明したとき
 - エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき
- (3) 契約にあたっては、契約用の仕様書に基づいて改めて見積書の提出を依頼する。契約候補者は 提案書に記載している見積金額を基に再度、見積書を提出しなおすこと。
- (4) 委託料の支払いは業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に支払う。

11 連絡先及び提出先

〒660-0881

兵庫県尼崎市昭和通 2-6-68 中小企業センター3F

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 OIC 推進室 担当：桂山

電話：06-6488-9534 電子メール：oic@ama-in.or.jp

以上